



KATSUURA ATSUSHI

平成28年 6月定例会 6月16日 一般質問

- ①多子世帯における学校給食費軽減について
- ②LGBTへの支援について

◆4番(勝浦 敦 議員)

今回は、大きく分けて2問でございます。質問通告は、極めてシンプルなものですが、いずれの質問も経済や社会環境の変化から自治体を取り巻くさまざまな動きを俯瞰して見た場合、同時多発的に先進事例が生まれている事例でございまして、ある意味、地方自治体は大きな意味で潮目の変化を迎えており、その潮目の変化や時代の要請の中でもニーズの高度化、多様化という環境の変化のスピードに対し、自治体自身の変化のスピードはどうか、努力はしていच्छるのは承知しておりますけれども、それでも知らず知らずのうちに後手に回っているのではないかという意味合いも込めて質問に移ります。

1問目は、多子世帯における学校給食費軽減についてでございます。時代の要請として、今後必ず避けては通れない議論になる予測ができる施策の話でございますから、客観的に先進事例に基づきながら(1)の多子世帯学校給食費の減免、または免除について話を進めますけれども、この3年間余りの全国の動向を見ていると、給食費も含む義務教育段階の保護者が負担している費用を自治体が補助する動きが増加傾向にあり、全自治体の約2割が何らかの形で給食費の補助をしております。中には完全無償化をうたう事例もございます。行き過ぎか否か、今後は国が責任を持って全ての自治体で全ての子供を対象に実施すべきという議論もあって当然だと思っておりますけれども、とりわけ喫緊の課題として、今回、船橋由貴子議員の一般質問通告にもございます貧困世帯の増加や就学援助のはざまにある世帯の未払いが背景にあり、経済的格差が拡大する中で教育の機会均等を図ると同時に、発想の転換からこのピンチをチャンスと捉え、子育て世代を呼び込む施策として、または少子化対策の観点から実施する自治体もあるようでございますので、取り組みを契機に移住者が増えるなど一定の成果を上げている自治体もあるようでございます。

ここで、4月の教育新聞の記事に記載してありました数字に基づいて、具体的な補助内容と自治体数を例示させていただきますが、最多は児童生徒全員を対象にした一部補助でございまして、これが84自治体、次いで全員対象の全額補助、これが45自治体、多子世帯への補助40自治体と続きます。加えて、多子世帯を対象に一部補助をする自治体など複数の制度を設けている自治体が7自治体でございます。半額以上補助をしている自治体を市区町村別で見えていきますと、町が35で最多、次いで村25、市は4、全額補助は町が24、村が18、市は2でございます。一部及び半額以上補助ともに政令指定都市や区はゼロでございます。いわゆる比較的小規模な自治体ほど補助制度を設けている実態が明らかになっております。なお、近隣かつ類似する自治体として、幸手市が子育て支援として多子世帯への給食費補助制度があり、少し離れ、坂戸市では少子化対策の一環として多子世帯への補助がございまして。

そこで、(1)の(ア)としてお伺いいたしますが、当施策は、子育て支援、少子化対策、貧困対策、移住定住促進策、自治体間競争、あらゆる側面を持ち合わせておりますが、それぞれの観点から必要性、有効性、課題、今後の方向性、本市としての考え方をご答弁願います。

続きまして、大項目2、LGBTへの支援についてに移ります。過去5年間、LGBTを取り巻く環境や困難の質問、自殺、DV、ハラスメント等、さまざまな観点からいわゆるこのLGBTについて質問を行ってまいりました。当事者の友人である私の友達も1人亡くしたこともあって、一昨年にはLGBTについての公開講座を行い、県内の当事者とも多く情報交換することができました。

昨年度は、山口浩治前議長をはじめ、議員の皆様方に男女共生プラン策定委員にご推挙賜り、今年の3月に発行されました男女共生プラン2025では、市民へのアンケート調査をもとに性の多様性に対する理解の促進が新規事業として位置付けられました。

改めてLGBTの説明から入りますと少し長くなりますので、振り返る程度にお話しさせていただきますが、LGBTとはそれぞれ(L

ズビアン)、G(ゲイ)、B(バイセクシャル)、T(トランスジェンダー)の頭文字でして、同性のことを好きになる人や、心と体の性別が一致しない人等の総称でありまして、電通や博報堂の最新の調査ではLGBTの人の割合は7.6%から8%とされており、それぞれレズビアン1.7%、ゲイ1.94%、バイセクシャル1.74%、トランスジェンダー0.47%、またLGBTに当てはまらない無性愛者など、その他のセクシャルマイノリティーに該当する人は約2.1%となりました。ちなみに、昨晚、当事者の友人に当事者間のSNSで調査していただいたところ、蓮田駅から4キロ圏内で約40人のゲイがいることもわかりました。

そして、今、性的少数者、いわゆるLGBTをめぐる環境は徐々に変わり始めてきております。国会では、当事者団体等で構成されている性的指向及び性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会、通称LGBT法連合会を中心に、LGBTの人たちが抱える課題について考える超党派の議員連盟の会合が開かれ、LGBTの人たちに対する差別をなくし、社会で直面する困難のリスト260項目以上の改善をめざす、いわゆる今回の中野政廣議員の質問項目にもございます障害者差別解消法同様に、義務規定を持つLGBT差別解消法をつくることを目標に議論を進めておりましたが、ここに来て参院選前のごたごたもあったのでしょうか、自民党がLGBT理解促進法を独自に策定したという発表を行うと同時に、野党もLGBT差別解消法を提出したという流れになっておりますので、現実的には選挙後の動向を当事者たちは注視している状態でございます。

この動きの背景には、国際的な視点と地方の取り組みの2つが挙げられます。国際的な大きな変化としては、2014年オリンピック憲章に性的指向による差別禁止が盛り込まれました。社会全体でLGBTに対する知識を深め、当たり前存在として扱うのは国際的に見てもはや常識だと言えます。これにより、LGBTを差別する国はホスト国として失格の烙印を押されることとなります。東京五輪でも対応は不可欠でございます。

2012年に開催されたロンドンオリンピックにおいては、LGBT支援の姿勢を積極的に打ち出し、開会式、閉会式に当事者のアーティストが多数参加し、選手村の宿泊施設やトイレにも配慮し、当事者のアスリートやファンが気軽に集まり交流を深められる施設も設けました。こうした取り組みにより、もともとLGBT支援に積極的だったロンドンは、国際的な評価をさらに高めることにつながったわけでございます。

地方の取り組みの点では、国よりも先に取り組んでいた自治体の動きがございます。東京都渋谷区や世田谷区が同性のパートナーを認める公的書類の交付を始めて、または条例を制定し、話題になりましたが、その後も三重県伊賀市、兵庫県宝塚市、沖縄県那覇市でも公的書類を交付しております。

では、宣誓書、受領書を発行することによる同性カップルのメリットはという話に移りますけれども、家を借りる契約をするときや病院で面会をするときなど、公的な書類を提示することで男女の夫婦と同様に扱われやすくなるといった事例のほか、企業の取り組みとしては、大手生命保険会社は、保険の契約者に対し、同性のパートナーを保険金の受取人として指定するのに法的書類があれば、手続きが簡略化されるとしています。もっと身近な例で言えば、自治体の公的証書があれば、誰もが当たり前持っている携帯電話、主要3携帯、ドコモ、au、ソフトバンクでいわゆる家族割引の申込みが可能になります。さらに、日本航空、全日空では、家族などで共有できるマイレージを同性カップルでも利用できるようになっております。

さらに、社内の制度を変えた会社もございます。パナソニックでは、去年、同性婚を考えているという社員の申し出があったことなどをきっかけに、4月から結婚や配偶者の対象を広げ、同性のカップルを結婚に相当する関係と認め、慶弔休暇や介護などにかかわる制度を利用できるようになりました。NTTでも同様でございます。

一方、今後の課題として、自治体の発行する公的書類や企業の取り組みなどには法的拘束力がないことも挙げられます。保険金の受け取りの際、同性のパートナーは法定相続人とは認められないため、税制上の優遇は受けられない、つまり同性婚は結婚と同様の社会的待遇を受けられないということになります。憲法の法のもとでの平等に照らせば、同性婚は法的、社会的に認められないのは問題で、世の中の流れを受けて同性婚を認める法整備の議論を進めるべきであります。これは国会における超党派の動きに期待したいと思っております。

多岐にわたって現在の流れを申し上げましたが、今、世の中の流れは変わり、民間企業による当事者向けサービスは受け皿としてあるにもかかわらず、地方公共団体の発行する公的書類がなければ、その利益を受けることができません。渋谷区のように条例をつくらずとも、世田谷方式、いわゆるこのパートナーシップ宣誓書、受領書、これは市長の裁量行為で可能であります。明らかに不利益をこうむっている事項に関しては先んじて改善の必要があると考える立場から、(1)、パートナーシップ宣誓書、受領証の発行について、(ア)、課題と(イ)、今後の方針をお伺いし、1回目の質問を終わります。

◎宗方 健二 学校教育部長

勝浦敦議員のご質問のうち、大項目1、多子世帯における学校給食費軽減について、(1)、多子世帯給食費の減免または免除について、(ア)、子育て支援、少子化対策、貧困対策、移住定住促進策、自治体間競争における市の考えはについてお答え申し上げます。

学校給食に要する費用につきましては、学校給食法によって、学校給食の施設、設備、運営に要する費用は市が負担するものとし、給食に使用する食材に係る費用は保護者に負担していただくものと規定されております。ご存じのように当市の学校給食費は、小学校におきましては月額4,200円、中学校におきましては月額4,880円をご負担いただいております。児童生徒の健やかな成長のため、適正な給食費をご負担いただいているものと考えております。

ご質問いただきました給食費の減免、または免除につきまして、教育委員会といたしましては、義務教育の子供たち全員に食事を保障しているのが学校給食であり、子供たちの健やかな成長を保障し、安心して子育てができる環境整備を図ることを前提としなければならないと考えております。また、子供の貧困が深刻な問題となる中、よりより給食を保障することが、まずは第一の目標であると考えております。

平成28年4月現在、当市における義務教育年齢、いわゆる6歳から15歳の子がある多子世帯数の状況を見ますと、2子世帯、いわゆるお二人お子さんがいらっしゃる世帯は1,066世帯、3子以上、3人、4人のお子さんがいらっしゃる世帯は169世帯となっております。この世帯数は、小学校、中学校の区分がされておられませんので、第3子以降の子が小学校児童と仮定いたしまして、第3子以降を全額免除とした場合の試算では、年間約780万円を補助することとなります。

同様に第2子の2分の1を減免、第3子以降を免除とした場合の試算では、年間約3,660万円を補助することとなります。今後におきましては、貧困であり、なおかつ多子世帯である家庭の経済的負担の軽減を図ることが大切な取り組みであると考えております。それに伴い、少子化対策や移住、定住促進等に派生する可能性もあろうかと考えております。給食費の多子世帯減免を実施しております先進自治体の制度設計及び成果や効果、課題につきましても、研究に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

◎増田 和詔 総務部長

勝浦教議員ご質問の2、LGBTへの支援について、(1)、パートナーシップ宣誓書、受領証の発行について、(ア)、課題、(イ)、今後の方針についてお答え申し上げます。まず、(ア)、課題についてお答えいたします。議員がおっしゃられましたように、全国的には幾つかの自治体を実施しているところでございます。ただいまご紹介されました世田谷区では要綱を制定し、それに基づき同性カップルからパートナーシップ宣誓書を受理し、対して区長が受領証を発行するという制度を昨年11月から開始しているところでございます。

このパートナーシップ宣誓書、受領書の発行につきましては、自治体の取り組みによって、LGBTのような戸籍上の婚姻関係を結べない性的少数者の多様性を認め合う社会につながる契機となることを期待して、制度化されたものでございます。また、受領書を所持することによりまして、少しずつであっても地域社会におきまして、差別や偏見及び社会的制限を回避し、異性夫婦と同様に認められるよう配慮、支援を求めているものと想定されますが、社会生活を営む上で何かしらの法的な権利が発生するという性質のものではないというのは伺っております。

一方で、最近の新聞報道によりまして、LGBTに対する偏見や理解不足などによりまして、性同一性障害者などの性的少数者LGBTであることにより、人権侵害を受けた事例などが取り上げられるようになってきております。こうした状況を踏まえまして、現状におきましては、LGBTを取り巻く地域社会にLGBTに対する正しい知識や理解が不足しているため、LGBTであることを地域社会に公にしてしまうことは新たな人権侵害を生み出してしまう危険性をはらんでいると危惧されるところでございます。

当市としましては、現段階におきましては、まずは身近な地域社会におきまして、LGBTについての理解が得られるよう、人権にかかわる意識啓発や情報提供などに努めることを最優先して取り組まなければならないと考えております。また、このような制度の構築に当たりましては、自治体の特性や地域性を十分考慮した上で、LGBTの人権尊重や地域社会とのかかわりなどに配慮しながら、さまざまな視点から慎重に検討を重ねることが重要であると考えております。

続きまして、(イ)、今後の方針についてお答えいたします。蓮田市は、男女共同参画社会の実現をめざし、今年3月にはすだ男女共生プランを改訂いたしました。このプランの改訂に当たりましては、策定委員会委員の一人として、勝浦議員にご尽力いただいたところもございまして、その結果人権を尊重する意識啓発として、LGBTのような性の多様性に対する理解の促進についての取り組みをプランに掲げております。

そのほか、新たな人権の課題に対応するために、今年4月に蓮田市人権施策推進指針を改定しました。改定に当たりまして、新たな人権問題として、性的指向や性同一性障害などの項目を追加しまして、人権尊重の意識啓発などの取り組みを掲げているところでございます。

今後につきましては、このような計画や指針に基づきまして、さまざまな機会を捉えまして、LGBTが地域社会で理解が得られるよう意識啓発や情報提供などに取り組んでまいりたいと考えております。

また、パートナーシップ宣誓書、受領証の発行の制度への取り組みにつきましては、人権施策に関する国、県、他の市町村の動向を踏まえながら、世田谷区などの先進事例を調査・研究してまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

◆4番(勝浦 敦 議員)

それでは、再質問を行います。大項目1、多子世帯における学校給食費軽減についてですけれども、学校教育部長のほうから多子世帯数、また2子世帯の数、3子世帯の数、我が家は169分の1だということがわかりましたけれども、それに基づく試算をお示しいただきました。第3子以降全額免除して780万円、第2子の2分の1を減免、第3子以降免除した場合の試算は、年間約3,660万円ということでした。

答弁をお聞きしていて、財源確保も大きな課題であるというふうに感じた一方で、貧困家庭かつ多子世帯への負担軽減の必要性について、大切な取り組みであると言及してくださったことは前向きに捉えたいというふうに思います。

ここで、教育長にお伺いいたします。先ほど部長答弁で制度設計及び成果、効果、研究していきたいというようなご答弁がございました。しっかりとした調査・研究をしていただきたいと、私も思うと同時に、他市には余り実例がないのですけれども、まずは所得制限も視野に入れながら、対象についても柔軟性を持ってご検討なさるのも、私一つの手法かなというふうに感じたのですが、今後の方向性についてお考えがあればお示しください。

◎西山 通夫 教育長

勝浦敦議員の多子世帯における学校給食費の減免、または免除についてのご質問についてお答えいたします。学校教育部長より答弁いたしました。学校給食は義務教育諸学校の教育の目的を実現するために、子供たちの健康の保持増進や健全な食生活を営むことができる判断力、それを培い、また望ましい食習慣を養うこと、さらには明るい社交性及び協働の精神を養うことなどの達成をめざして実施されているものでございます。

経費の負担につきましては、先ほど申し上げたとおり人件費、施設及び設備の修繕費などは設置者の負担、学校給食に要するそれ以外の経費につきましては、学校給食を受ける児童、または生徒の保護者の負担とされているところでございまして、本市においてもこの規定などに基づいて学校給食が実施されているところでございます。

しかしながら、貧困家庭の存在や貧困の世代間連鎖、これが大きな課題となっております。その子供たちにおいて、学校給食費が未納になるという状況が日本全体、あちらこちらで起こっているのが実情でございます。教育委員会としましては、これらの課題を解消し、どの子供にも児童及び生徒の心身の健全な発達に資するため、かつ子供たちの食に関する正しい理解と、適切な判断力を養うために学校給食の公平な提供が必要だと考えているところでございます。貧困対策、子育て支援としての意味合いのもとに給食費の軽減を考える必要があり、同様に多子世帯において生活環境の状況に応じて適切な対応を図る必要があると考えています。そのためには、所得制限というお言葉もありましたが、それぞれのご家庭の経済的状況を見据えた対応が必要であり、そのための仕組みを考えていかなければならないと考えているところでございます。どうかご理解いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。以上です。

◆4番(勝浦 敦 議員)

ありがとうございました。前向きに捉えておきたいと思っております。

次に、市長にお伺いいたします。別の視点からお伺いいたします。こういった施策をもってして、自治体間が競争するのは行き過ぎた部分もあろうかというふうに思うのです。一方で、人口増、移住定住促進策、やらなかったことによって、遅きに失する可能性もあります。ここはジレンマだと思うのですけれども、ただ貧困においては待ったなし、こういった状況がございまして。市長の所感はいかがですか。

◎中野 和信 市長

勝浦 敦議員のご質問の、最初に多子世帯に対する学校給食費の軽減について、その所感ということでございますが、現在の状況、また教育委員会の考え方については、今、答弁したとおりであります。質問の中に子育て支援という捉え方、少子化対策という捉え方、貧困対策という捉え方、他方面からの、あるいは自治体間競争という他方面からのご質問でございますので、それぞれ若干ニュアンスは違うのではないかと考えております。

学校給食費につきましては、貧困対策という、低所得者の方々に対しては、要保護、準要保護の制度がありますし、どちらかというところ、近隣で、特に埼玉県の場合には加須市が実施しているのですけれども、この給食費の減免、あるいは無償化をやっているところ

でありまして、蓮田市の場合に、これをどういう形に位置付けるかというのは今後十分検討しなければならない課題であると思っております。

ご存じのように国の地方創生事業、まち・ひと・しごと創生事業の中で、蓮田市も平成26年度から、庁内の組織でありますけれども、政策研究会議を立ち上げて、毎年度毎年度メンバー変えていろいろな事業を実施しております。その概要版は今年3月に議員の皆様にもお配りしたとおりであります。その中の給食費の減免、あるいは無償化につきましては、蓮田市の現在のまち・ひと・しごと地域創生事業の中には残念ながら位置付けませんでした。保育料の減免等につきましては、現役世代のバックアップということで位置付けてあるのですが、その給食費云々につきましては、いろいろな角度からその必要性というのでしょうか、捉え方はあるのですが、残念ながら今の計画の中には位置付けませんでした。この辺が特に、こういう私みたいな立場の人間は、これが政策とか政治的な判断とか、そういうことになってまいるのは余りよくないのではないかと思っております。

先ほどご質問の中にもありましたとおり、加須プラス幸手もありますけれども、ご存じのように幸手は5万人になったのですけれども、5万人が今、急激に危ないような状態で、緊急やむを得ない形で幸手市は実施していると、私は思っております。市ではありますけれども、5万人で市になりましたが、今、減少期中の激しい市でありまして、こういう形になったと思っております。

本来、やはりご質問の中にもありましたとおり、保育料にしても、給食費につきましても、そのほかにもいろいろなこの地方の施策があるのですが、根本的な施策につきましては、市町村間競争にはなじまないのではないかと、財源が豊かな市は思い切ったことができずし、厳しいところはまたいろいろ取捨選択して、それを何かの行政改革で節約しながら生み出すという、そういう宿命があります。したがって、なかなか難しいのですが、ご提案でもありますし、またそれは求められる方もいらっしゃると思いますので、十分検討させていただきますので、どうぞよろしくおしいたいと思います。

◆4番(勝浦 敦 議員)

ありがとうございました。これ以上厳しくやると本当に公私混同と言われかねないので、大項目の2番目に移りたいというふうに思うのですけれども、これ再質問、これも大変申しわけないので、市長に伺います。

各種計画ですとか、指針ですとか、部長のほうから答弁ございました。位置付けていただいたことも一步一步前進させていただいていることも、十分本当にありがたいなと思うし、感謝もしています。また、男女共生プラン2025をつくるタイミングにも、アンケートでLGBTという言葉を知っていますかというアンケートに対して13.9%でしたか、約14%の方々のご理解ということも確かに少ない、理解をいかに広げていくのかということも大変重要なかなというふうには、僕も思っています。ただ、ここで問題なのは、男女の夫婦が当たり前のように受けている民間サービスですとか、割引ですとか、利益ですよね。そういったものが受けられないという現状は、見方を変えれば行政がもう少し踏み込んであげることで、経済的差別とも言える状況を解消することも過言ではないというふうに思うのです。のちほど別の観点から広く伺いますので、端的にお答えいただきたいのですけれども、市長はこういった現状、民間サービスを受けられない当事者たちがいるという現状、私は経済的差別だというふうに思うのですけれども、市長はそれに値するとお考えですか。

◎中野 和信 市長

ご質問の2点目のLGBTに対する考え方でありまして、現段階の蓮田市の基本的な考え方につきましては、先ほど総務部長答弁したとおりであります。事は、非常に大事な部分でもありますし、また正直まだまだ蓮田市ではもう少し、人権にかかわる問題でもありますし、慎重に、またもっともっと啓発事業進めなければならない、推進しなければならないと思っております。しかしながら、現状は、実際先ほどのデータではありませんが、市内にも、あるいは近隣にそのような方々がいらっしゃるわけでありまして、とても大事なことでありまして、認識しております。

◆4番(勝浦 敦 議員)

大切な方であるというような答弁でございましたので、それはいわゆる実際的に差別があるというようなニュアンスだったのかなというふうに受け取っておきますけれども、もう一度市長にお伺いをいたします。

午前中に議論のありました障害者差別解消法に関する質問なのですが、通告外ではございませんので、ご了承いただければと思うのですが、LGBTのTは性同一性障害なのです。いいか悪いかというのは、当事者間においてもこれ議論があって、障害ではないというその議論があるのです。ですけれども、一応今の国の法律の中では障害者基本法という中では、障害というふうに位置付けられています。先ほど、障害者基本法の第2条の1とあるのですけれども、ここでは「障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生

活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」という記載があって、同じ2条の2に「社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」というふうに書いてあるのです。午前中、樫本部長、この差別解消法の中野政廣議員の一般質問の中で、第7条、行政機関等における障害を理由とする差別の禁止についての答弁があったのですが、これ再度読み上げたいと思います。第7条「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。」2です。「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」というふうに義務規定ございます。私、この条文において、このパートナーシップ宣誓書、証明証の発行というのは過重な負担でもないと思いますし、合理的配慮に当たるといふふうにも考えております。そして、同時に権利、利益も侵害してはならないというこの法の趣旨にのっとった対応を市長にはしていただきたいというふうに思うのですが、市長のお考えはいかがですか。

◎中野 和信 市長

再度のご質問にお答え申し上げます。午前中の中野政廣議員の障害者差別解消法の対応、内容について、今回のこのご質問のトランスジェンダーは含まれるという指針は、まだ国からは来ておりませんという担当のほうの連絡でございます。

その捉え方でありませけれども、LGBTの、今、まさに国会のほうでもいろいろ議論されているという先ほどお話がございました。我々といたしましては、ご質問の趣旨はよくわかりますが、行政としての公的なスタンス、具体的な行動、そういうものにつきましては、その結果を受けて慎重に対応してまいりたいと思っております。ご質問の趣旨は十分理解いたしますけれども、その辺につきましては、非常に微妙な関係がございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

◆4番(勝浦 敦 議員)

国のほうからはそのようなまだ明示はされていない、指針がおりてきていないというようなお話でございましたけれども、いずれ国会の中でも話があるでしょうし、そのときは理解促進法がおりてくるのか、それとも差別解消法がおりてくるのか、正直まだこれからの議論、確かに見守らなければならないというふうにおっしゃるのは私も理解はできます。ただ、先ほどから申し上げているのは、首長、市長の裁量でできるというような話、私先ほどから申し上げておりました。そして、目の前にそういった民間のサービスを受けられない方がいらっしゃる、困っている人がいらっしゃる、それについてちょっと冷たいなというふうに正直感じるところもありました。

国の施策、確かに大事なのですが、でもこれ始めた世田谷区というのは、国の施策ではなくて、地方公共団体としてだからできるのだというふうに始めたのです。その辺には市長、もう少し、もう一步踏み込んでいただきたいというふうに思いますし、この場ですぐ答弁求めても、もう一步踏み込んだ答弁でなかなか難しいかもしれないですけれども、もう少し心を寄せていただきたいというふうに、私思うのですけれども、それでも市長、現在のお考え曲げるつもりはございませんか。

◎中野 和信 市長

再度のご質問でございますが、心は寄せているつもりなのですけれども、こういう立場がございますし、先ほど来申し上げておりますように、非常にこの関係につきましては、まだまだ行政としても、今年4月から障害者差別基本法、法律が施行されたばかりでございますし、全庁的な関係もございまして、慎重に対応させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。